

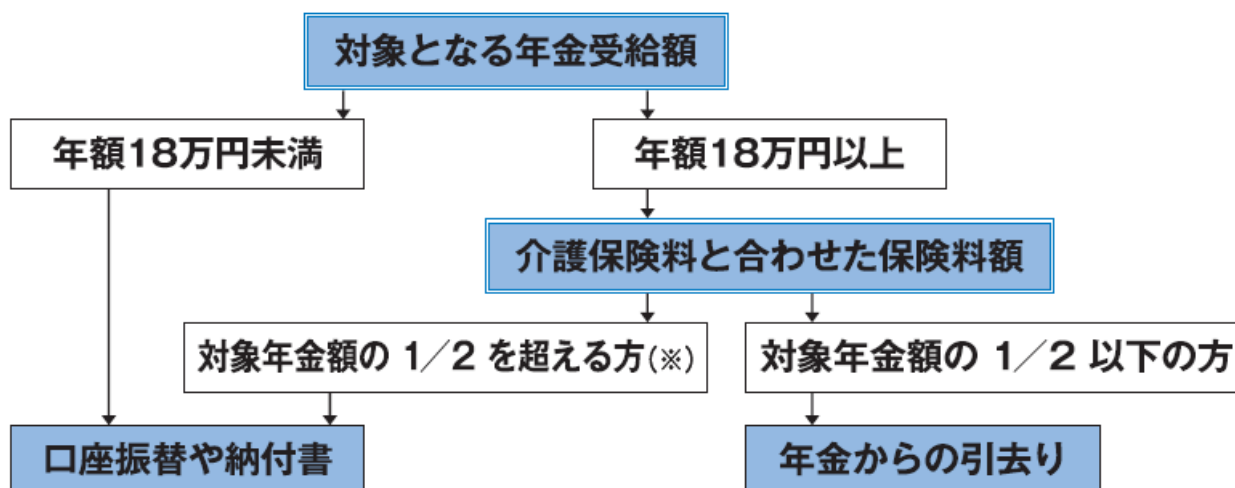
## ～ 後期高齢者医療保険料についての「よくあるご質問」Q&A ～

R1.7 神戸市

### 問1 後期高齢者医療保険料が特別徴収(年金からの引去り)となるのは、どんな場合ですか？

後期高齢者医療制度に加入し、次の①～③すべてに該当している方が対象となります。

- ① 年額18万円以上の年金を受給している方
- ② 神戸市の介護保険料が特別徴収となっている方
- ③ 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が特別徴収の対象となる年金額の2分の1以下の方



(※)ただし、後期高齢者医療保険料と、介護保険料の合計額が、対象年金額の1/2を超える場合であっても、その超過額が一定金額以内であれば、特別徴収を継続し、超過分については、別途納付書または口座振替で納めていただく場合があります。

また、年金には、①老齢基礎年金、②老齢厚生年金、③障害年金、④遺族年金などの種別がありますが、これらのうち複数の年金が支給されている場合は、法令の規定により、優先順位の高い1つの年金が特別徴収の対象となります。

例えば、①老齢基礎年金と②老齢厚生年金を受給されている場合、特別徴収の対象となる年金は老齢基礎年金と決められ、老齢基礎年金の額をもとに上記の判定を行います。

## 問2 特別徴収(年金からの引去り)はいつからはじまりますか?

75歳になられた方や、他市町村から転入された方については、しばらくの間、普通徴収(納付書または口座振替による納付)で保険料をお支払いいただきますが、通常は半年から1年程度で特別徴収が開始されます。特別徴収が開始される時期は、4月・6月・8月・10月の年4回です。特別徴収となる要件(問1参照)を満たすと、特別徴収の開始前に口座振替の手続きをされた場合でも、特別徴収が開始されます。(特別徴収を希望されない方は問3参照)

なお、特別徴収を開始することが決まった場合は、通知させていただきます。

また、年度の途中で、保険料が変更になり特別徴収が停止した方は、特別徴収は翌年度の10月から再開されます。

## 問3 特別徴収(年金からの引去り)を希望しない場合は、どうしたらいいですか?

口座振替に変更できます。(納付書への変更はできません。)

希望される場合は、下記の①と②の両方の手続きが必要です。両方の手続きが完了後、口座振替に変更されるまで3~4か月かかります。

① 口座をお持ちの金融機関で、口座振替の申し込みを行う。(キャッシュカードをお持ちの場合は、お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係で、口座振替の手続きができます。その際は、暗証番号の入力が必要です。ただし、一部お取扱いができない金融機関、キャッシュカードがあります。)

② お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係で、特別徴収を停止する手続きを行う。

口座振替により保険料を納付される場合、所得税・住民税の社会保険料控除は、口座名義人(本人、同一生計の配偶者、親族)に適用されます。

口座振替に変更後、未納の状態が継続する場合は、特別徴収に戻りますので、あらかじめご了承ください。

## 問4 特別徴収(年金からの引去り)ができなくなるのは、どのような場合ですか?

主に、次の①~⑤に該当した場合は、特別徴収を中止します。

- ① 年金引去りから口座振替でのお支払いに変更されたとき
- ② 神戸市外へ転出されたとき
- ③ 被保険者でなくなったとき(お亡くなりになった場合や生活保護の受給開始など)
- ④ 年金が支給されなくなったとき、年金担保融資を受けたとき
- ⑤ 年度の途中で保険料額に変更があったときなど

ただし、上記に該当してから特別徴収が中止となるまでに2~3か月の期間を要しますのであらかじめご了承ください。なお、保険料の変更などにより、保険料をお返しする必要が生じた場合には、後日ご案内させていただきます。

## 問5 総所得金額等とは、何ですか？

総所得金額等とは、

総所得金額

①利子所得+②配当所得+③不動産所得+④事業所得+⑤給与所得  
+⑥譲渡所得(総合課税分)+⑦一時所得+⑧雑所得(公的年金所得含む)

及び山林所得並びに分離課税所得(土地・建物、株式等の譲渡所得等)の合計金額 です。

例えば、年金収入(200万円)、給与収入(100万円)の場合は、  
年金収入(200万円)ー公的年金等控除額(120万円)＝年金所得(80万円)  
給与収入(100万円)ー給与所得控除(65万円)＝給与所得(35万円)  
総所得金額＝80万円+35万円＝115万円 となります。

## 問6 冊子の7ページの「賦課のもととなる所得金額」に金額が入っておらず、下記の①または②の文言が入っていますが、どうしたらいいですか？

所得の把握ができていないため、保険料年額は48,855円(均等割額のみ)となっています。

- ①「保険料が減額される場合がありますので、介護医療係までお問い合わせください。」  
遺族年金・障害年金を受給されている方、収入がない方、収入が少ない方は、保険料が最大8.5割軽減される場合がありますので、お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は、北須磨支所)介護医療係までお問い合わせください。
- ②「ご本人の所得状況を調査中です。現在の保険料から変更がある場合、改めて通知します。」  
最近、神戸市外から転入されたため、以前の住所地に所得を照会中です。所得が判明し、保険料が変更になる場合は、再度、保険料決定通知書及び納入通知書をお送りします。

## 問7 保険料を納めることが難しいのですが、減免制度はありますか？

以下の要件を満たす場合、申請していただければ、保険料が減免されます。  
申請期間は、保険料額決定通知後、賦課年度の翌年度6月末日までです。

### 減免基準(概要)

誰が	どんな時に	所得制限	減免割合	適用期間
被保険者又は世帯主	災害などにより住宅又は家財に2割以上の損害を受けたとき	なし	保険料の全額より5割又は10割	理由の生じた日の属する月以降12か月
被保険者	3か月以上の休職・失業、事業における著しい損失、重度の心身障害となった又は3か月以上の長期入院により、世帯の所得(見込額)が5割以上減少するとき	世帯の前年の所得の合計額が600万円以下の場合	所得割額の3～8割	理由の生じた日の属する月より年度末まで
他被保険者又は世帯主	3か月以上の休職・失業、事業における著しい損失、重度の心身障害となった又は3か月以上の長期入院により、世帯の所得(見込額)が5割以上減少し、2割軽減基準額以下になるとき(すでに均等割軽減を受けている場合は該当しません。)		均等割額の1～5割	
被保険者	死亡、離婚などで、世帯の所得(見込額)が2割軽減基準額以下になるとき(すでに均等割軽減を受けている場合は該当しません。)	なし	保険料の全額より10割	理由の生じた日の属する月以降その事由の消滅した日の属する月の前月まで

申請方法、必要書類等については、お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は、北須磨支所)介護医療係までお問い合わせください。

## 問8 現在夫婦二人で国民健康保険に加入していますが、夫が令和元年7月に75歳になります。妻は73歳です。保険料はどのようになりますか？

国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料はそれぞれの加入期間に応じて計算されます。

後期高齢者医療制度の保険料は、夫が制度に加入する75歳の誕生日の月からかかりますので、令和元年7月～令和2年3月までの9か月分になり、この保険料を9月から翌年3月までの間で納めます。

一方、国民健康保険料は、夫の平成31年4月～令和元年6月の3か月分と、妻の12か月分を合わせた保険料を6月～翌年3月までの間で納めます。このうち夫にかかる国民健康保険料は6月から7月までの間で納めます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康 保険料	夫の3か月の保険料			妻の12か月の保険料								
	↓			夫と妻の保険料を6月～3月までの間で納めます。※								
後期高齢者 医療保険料						夫の9か月分の保険料						
						↓ 9月～3月までの間で納めます。						

※このケースの場合、6～7月は夫と妻2人の保険料分、8～3月は妻の保険料分を納めることになります。

また、国民健康保険料を口座振替で納めていた方で、後期高齢者医療制度でも口座振替による納付を希望される場合は、改めて口座振替の手続きが必要になりますのでご了承ください。

## 問9 保険料を滞納すると、どうなりますか？

特別な理由がなく保険料を滞納すると、以下のような措置がとられることがありますので、保険料は納め忘れがないようにしてください。また、保険料の納付が困難な場合は、お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)介護医療係までご相談ください。

- ① 納期限までに保険料を完納されない場合は、督促を受けたり、延滞金が加算されます。
- ② 有効期間の短い被保険者証(短期証)が交付されます。
- ③ 高額療養費、療養費、葬祭費等の全部又は一部が差し止められます。
- ④ 滞納処分(差押)の対象となります。

### 内容に関してのお問い合わせは、下記までお願いします。

〈問い合わせ先〉 お住まいの区の区役所保険年金医療課(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所市民課)介護医療係まで

・東灘区 841-4131(代表)	・灘区 843-7001(代表)	・中央区 232-4411(代表)
・兵庫区 511-2111(代表)	・長田区 579-2311(代表)	・須磨区 731-4341(代表)
・垂水区 708-5151(代表)	・北区 593-1111(代表)	・北神 981-5377(代表)
・西区 929-0001(代表)	・北須磨 793-1212(代表)	

●最近、市役所や区役所職員等をかたり、還付金があるのでATMに行つてほしい、などといった不審電話が市内で発生しています。市役所、区役所ではこのような電話連絡などを行っておりませんので、ご注意ください。

●現在お持ちの被保険者証は有効期限が平成31年(令和元年)7月31日までとなっております。8月からの新しい被保険者証は、**令和元年7月31日までにお送りする予定です。**